

4 東日本大震災からの復興と原発事故への対応について

東日本大震災から一年半以上が経過したが、被災したインフラの復旧は着実に進んできているものの、原発事故に伴う風評被害や健康不安など多くの影響が残っており、本格的な復興への道のりは未だ道半ばである。

国民の生活や地域の経済活動は、依然として厳しい状況が続いており、このような状況を克服し、国民の安全・安心な生活を一刻も早く取り戻すためには、引き続きあらゆる面で国の支援が不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 東日本大震災からの復興

(1) 復興交付金の柔軟な運用について

被災自治体が提出した交付金事業計画については、地域ごとの実情を十分に配慮の上、早期に幅広く採択すること。

また、海岸防災林の整備など、被災自治体が提案する事業について基幹事業に追加するなど交付金制度の柔軟な運用を図ること。

(2) 地方財政措置の充実について

復旧・復興事業に係る地方負担分については、引き続き震災復興特別交付税等により、その全額について地方財政措置を講じること。

また、震災復興特別交付税については、通常地方交付税との別枠措置を継続すること。

(3) 社会資本整備総合交付金（復興）について

社会資本整備総合交付金（復興）について必要十分な予算額を確保するとともに、その地方負担については、復興交付金と同様、特別交付税による全額措置制度を引き続き堅持していくこと。

また、海岸の津波対策など対象事業の拡大を図ること。

(4) 中小企業等グループの施設復旧・整備への支援について

中小企業等グループ補助金については、甚大な被害を受けた中小企業者の施設・設備の復旧・復興に大きな効果を発揮しており、いまなお需要が大きいことから、追加予算を確保するとともに十分な配分を行うこと。

(5) 雇用対策の推進について

被災地等における「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」事業の円滑な推進を図るため、実施期間を延長するとともに、交付金の増額を図ること。

(6) 学校施設の耐震化の促進について

小中学校施設の耐震化を更に促進するため、I s 値0.3以上の建物についてもI s 値0.3未満の建物と同様の国庫補助の嵩上げ措置を講じるとともに、必要な財源を確保すること。

(7) 災害に強い道路ネットワークの整備について

高速道路は、今後予想される首都直下地震の際に緊急輸送道路として極めて大きな役割が期待されることから、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路及び東関東自動車道について一日も早く全線を開通させること。

また、高速道路を補完する直轄国道の早期整備を図ること。

(8) 災害に強い医療体制づくりについて

甚大な被害を受けた医療施設に対する財政支援措置を充実するとともに、災害時の医療体制を強化するため、医療施設の耐震・免震化の推進、災害医療の拠点となる病院の整備、自家発電装置の整備等に対する財政支援措置を充実すること。

(9) 地域医療再生計画の計画期間の延長について

震災の影響等による計画の見直しや医療機関の再編・統合など地域の医療課題の解決には相当の期間を要することから、

第1次及び第2次地域医療再生計画の計画期間を平成27年度まで延長すること。

(10) 東北の災害廃棄物の広域処理について

東北（岩手県・宮城県）の災害廃棄物を受け入れる場合、自治体や民間事業者が必要とする費用を全て国が負担すること。

2 原発事故への対応

(1) 除染対策について

放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画を策定する地域はもとより、計画策定を必要としない地域であっても、市町村等が実施した除染の経費については、東京電力株式会社及び国の責任において必要な措置を講じること。

また、除染に伴い発生した土壌の最終処分の方針を早急に示すなど、除染推進のため万全の措置を講じること。

(2) 放射性物質を含む廃棄物の処分について

放射性物質汚染対処特措法により、国が処分することとされた8,000ベクレル/kgを超える焼却灰などの指定廃棄物については、迅速に処分を進める必要があることから、住民等の理解が得られるよう処分の安全性等についての説明を十分に行うこと。

また、指定廃棄物を国に引き渡すまでは、各事業者等が保管しなければならないことから、その間も適正な保管が維持できるよう、国が対策を講じること。

なお、8,000ベクレル/kg以下の廃棄物についても、処分先を斡旋するなど国の責任で最終処分場を確保すること。

(3) 放射性汚染水について

福島第一原子力発電所に保管している放射性汚染水について、絶対に海洋放出を行わないよう、東京電力株式会社に対

して適切に指導・監督を行うこと。

(4) 放射線及び放射性物質のモニタリング調査について

放射能に対する国民の不安を払拭するとともに、風評被害を防止するため、国の責任において、放射線及び放射性物質のモニタリング調査などを十分に行うとともに、その結果を国民にわかりやすく説明するなど、必要な対策を強化すること。

(5) 放射線被ばくの健康影響について

国において、対象者、対象地域などの必要な条件を設定し疫学的な調査を実施するとともに、その結果及び評価をわかりやすく継続的に情報提供するなど、国民の不安の解消に努めること。

(6) すべての損害の早急な賠償について

原発事故と相当因果関係が認められる損害については、すべて賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力株式会社が責任を持って対応すること。

特に、ホテル、旅館、土産物店、ゴルフ場、不動産業などにおける売上げ減少等については幅広く賠償の対象とすること。

また、平成23年8月に策定された原子力損害賠償紛争審査会の間接指針についても、原発事故後に蓄積された客観的な各種データに基づき、観光業など風評被害を受けた地域を追加拡充すること。

(7) 風評被害対策について

原発事故の影響により、国内外からの観光客等が大幅に減少しているほか、農林水産物の出荷制限が依然として続くなど、非常に深刻な状態が生じている。国においては、原発事故による風評被害の払拭に積極的に取り組むとともに、地方の取り組みに対し十分な財政支援を行うこと。

また、放射線量等に関する正確な情報を国内外へ発信するとともに、風評被害の大きい地域への観光促進キャンペーンや国際会議の誘致など誘客対策等に強力に取り組むこと。

さらに、農林水産物や食品・工業用品等の輸入規制を行っている諸外国に対し、政府間交渉により輸入再開を実現するとともに、食品等の証明書発行は国が責任を持って行い、やむを得ず地方公共団体が行う場合は、必要な経費について十分な財政措置等を講じること。

- (8) 査証発給手数料免除措置の拡充及び中国人個人観光客向け「数次査証」の発給要件の緩和について

査証発給手数料免除措置の対象となる地域及び中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域の拡大を図ること。

- (9) 医師確保について

風評被害による採用辞退や退職により医師不足に陥っている地域の医療機関に対し、震災前の診療機能が回復できるよう引き続き医師派遣を行うとともに、緊急的な医師確保のために必要な財政支援措置を講じること。